

西 区 防 災 計 画

(風水害等対策編 2020)

区防災計画（風水害等対策編）策定の目的

この西区防災計画（風水害等対策編）は、市域における風水害の予防、応急、復旧・復興を総合的な対策である「横浜市防災計画※（風水害等対策編）」を基本としながら、区民の方々や地域における日ごろの備えや、避難する場合の対応などの防災対策を分かりやすく具体的に記載し、また、西区の防災組織体制ごとの役割分担や基本的な初動活動時のとるべき行動などについて記載することで、実効性のある行動計画としています。

また、台風や低気圧などの大雨や、近年の異常気象（局地的な集中豪雨）、高潮などにより、西区にどのような災害のリスクがあるか、また、リスクを減らすためには、どのような対策が必要かについて、区民の方一人ひとりが認識していただくことで、区民・地域の防災・減災に役立てていただけるよう、計画を構成しています。

本編の構成について

第一章では、風水害に共通する危険要因と、西区の地域特性（地下街・崖・河川周辺等）によるリスクについて記載してあります。

第二章では、風水害のリスクを減らすために必要となる、家庭や地域での日頃の備えや、崖崩れや地下街の浸水対策、避難する場合の行動など、防災・減災に向けた区民一人ひとりの対策を記載しています。

第三章では、行政の防災対策を記載しています。西区の行政関係者にとって重要とされる部分を、横浜市防災計画（風水害等対策編）を基本としながら、西区の防災組織体制ごとの役割分担や基本的な初動対応時のとるべき行動等について記載することで、実用的なマニュアルとして活用を図ります。

※ 横浜市防災計画は、横浜市のホームページから確認ができます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosaiketikaku/shishin/keikaku/>

第一章 風水害の危険認識

第1節 共通する危険要因

- 1 台風・大雨…………… 1
- 2 近年の異常気象(ゲリラ豪雨など)…………… 1
- 3 異常潮位現象や高潮…………… 1

第2節 西区の地域特性による危険認識

- 1 横浜駅周辺や上流区境の浸水履歴…………… 1
- 2 都市河川に囲まれた中心部と海に面した立地条件(高潮によるリスク)…………… 2
- 3 都市化に伴う地下空間(地下街・地下施設)利用の増大(浸水のリスク)…………… 2
- 4 崖地を抱えた地形(土砂災害のリスク)…………… 2

～風水害のリスクを減らすために～

第二章 区民・地域の防災対策

第1節 台風による大雨や高潮等への備え

- 1 家庭での日ごろの備え…………… 3
- 2 地域での日ごろの備え…………… 4
- 3 台風接近時、大雨の事前の備え…………… 4
- 4 高潮への備え…………… 4

第2節 地下街・地下施設等の浸水対策

- 1 一般利用者の方の心構え…………… 5
- 2 地下街・地下施設等の管理者の備え…………… 5

第3節 土砂災害への備え

- 1 日ごろの備え…………… 5
- 2 崖崩れの前兆現象…………… 5

第4節 避難時の注意事項など

- 1 避難の心得…………… 6
- 2 避難時の注意…………… 6
- 3 避難する場所…………… 6

第5節 気象情報や防災情報の入手方法

- 1 横浜市防災情報…………… 7
- 2 西区河川水位情報システム…………… 8
- 3 西区の防災に関するマップ…………… 10
- 4 土のう配布情報(西土木事務所)…………… 11

第6節 要援護者施設の対策強化

- 1 避難確保計画の作成…………… 11
- 2 訓練の実施…………… 12

第三章 区の防災対策

第1節 大雨・台風時の風水害体制

1	警戒体制	12
2	区災害対策警戒本部体制	12
3	区災害対策本部体制	14
4	職員の動員	19
5	情報の収集と伝達	20
6	被害情報等の伝達	21
7	災害時緊急情報等の伝達	21
8	防災資機材の整備	22
9	災害応急活動	23
10	消防活動	24
11	避難勧告等と警戒レベル	24
12	警戒区域の設定	27
13	警察署の主な警備対策	27

第2節 雪害対策

1	想定される災害	27
2	雪害時の防災組織体制	27
3	職員の動員・配備	28
4	事前対策と応急活動	29

第3節 火山災害対策

1	想定される災害	30
2	災害対策本部等の設置	31
3	職員の動員・配備	33
4	庁舎等の保全・機能確保	33
5	情報の収集と伝達	34
6	避難勧告等	36

資料

- 1-1 神奈川県横浜川崎治水事務所の対策箇所図
- 1-2 帷子川分水路アクリルパネル設置工事平面図
- 2 がけ地の改善事業

第一章 風水害の危険認識

第1節 共通する危険要因

1 台風・大雨

毎年、日本の各地において、台風や大雨による大きな被害が発生しています。西区では、平成16年10月の台風22号による横浜駅西口周辺の浸水害、平成26年10月の台風18号による崖崩れのほか、令和元年9月の台風15号では、風雨による被害が多発し、10月の台風19号では、避難場所に多くの住民が避難するなど激甚化が進んでいます。

これらのことを踏まえ、台風の接近や大雨が予想される場合は、危機感をもって十分に警戒し、避難情報の発令や避難場所の受け入れ体制を強化する必要があります。

2 近年の異常気象（ゲリラ豪雨など）

近年の異常気象の中に、狭い範囲に短時間で単位時間あたりの降雨量が非常に多いケース（通称：ゲリラ豪雨）があります。このゲリラ豪雨は、台風などと違い、事前予測が難しく、また、排水施設の能力を遥かに上回る雨量があることなどから、河川の急激な増水や、都市部での道路冠水など、予期せぬ被害等が発生する恐れがあります。

3 異常潮位現象や高潮

異常潮位現象とは、気圧や潮流などの複合的な要因により、おおむね1週間から3か月程度海面が上昇する現象のことをいい、また、高潮は、台風や低気圧によって海面の上昇が引き起こされる現象のことをいいます。

特に、夏から秋にかけて全国的に潮位の上がる時期に異常潮位や高潮に加え、台風や大雨が重なった場合、河川が氾濫する危険性が非常に高まります。

第2節 西区の地域特性による危険認識

1 横浜駅周辺や上流区境の浸水履歴

横浜駅周辺地区は、川に囲まれていると同時に、海に面した低地のため、過去に何度か浸水被害を受けています。最近では、平成16年10月の台風22号による大雨に、満潮と吹き上げ現象による高潮が重なったことにより、横浜駅西口周辺の商店、地下施設や岡野町周辺で、床上・床下浸水合わせて400棟を超える被害を受けました。

また、帷子川と今井川の合流点では、平成5年11月の集中豪雨のときに、西区の南浅間町で40棟近くの住家が床上・床下浸水被害に遭い、隣接する保土ヶ谷区では400棟近い住家が浸水被害を被っています。

【関連する対策】

- ・平成6年度 帷子川、今井川合流点に水位計を設置、緊急時放送用スピーカーの設置
- ・平成17年度 西区河川水位情報システム設置（詳細はP8参照）
- ・神奈川県横浜川崎治水事務所による「護岸のかさ上げ（平成17年度）」、

「河口狹隘部の河川改修（平成19年度）」、「帷子川分水路護岸かさ上げ（平成27年度）」（実施箇所は巻末資料参照）

- ・下水道の処理能力の改善（浸水被害の防止）

「戸部雨水幹線（戸部、戸部本町、伊勢町ほか）の新規整備（平成21年度）」

「老朽化した管きよの予防保全的な管理と計画的な面的更新（浅間町、南浅間町、南幸ほか）」

2 都市河川に囲まれた中心部と海に面した立地条件（高潮によるリスク）

西区は、旭区を水源とする帷子川が西側から流れ込み、下流部は人工的に作られた急角度な河川（新田間川、幸川、石崎川）が存在しています。帷子川河口部は東京湾に面した土地でもあり、潮位の影響を非常に受けやすい立地条件となっています。

前記、「3 異常潮位現象や高潮（P1）」のリスクと、この立地条件が重なっていることを地域の方が十分に理解し防災・減災の対策に取り組む必要があります。

3 都市化に伴う地下空間（地下街・地下施設）利用の増大（浸水のリスク）

地下空間（地下街・地下施設）は水害に対して最も脆弱で危険と考えられます。

西区には、横浜駅を中心とした地下街・地下施設が数多く存在し、それらが河川と海に囲まれた低地に位置していることもあり、浸水のリスクが非常に高くなっています。

通常の浸水被害であっても、地下空間では思わぬ大災害に発展する可能性があることから、地下施設所有者・居住者のみならず、施設を利用する方などが、その危険性を認識し、日頃から災害時の対策・行動等を考えておく必要があります。

【関連する対策】

- ・横浜市防災情報、西区河川水位情報システム（詳細はP7～P9参照）など

4 崖地を抱えた地形（土砂災害のリスク）

浸水のリスクが懸念される地域とは別に、土砂災害のリスクを抱えた地域が存在します。

西区では、58区域が土砂災害警戒区域として指定（平成21年10月23日神奈川県告示第595号）されており、これらの区域にお住まいの方々は、台風などの大雨の最中のみならず、雨が止んだ後の崖地の様子や、日ごろから、崖地の異常（崖崩れの前兆現象）について、十分に注意しておくことが必要です。

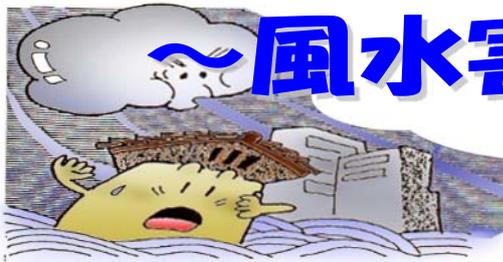
なお、防災工事のための、よう壁の築造について資金助成金制度を使える場合もありますので、崖地で不安な方は、早めに相談しましょう。

【相談先】

建築局建築防災課：671-2948

【関連する対策】

- ・宅地防災パトロールの実施
- ・神奈川県による急傾斜地崩壊対策事業：巻末の資料編を参照
- ・横浜市がけ地防災対策工事助成金：巻末の資料編を参照



～風水害のリスクを 減らすために～

台風の接近や大雨などによる風水害から、ご家庭や地域、ご自身の身を守るためには、日ごろからどのようなことを心がけ、また、大雨が降ってきたらどのような点に注意するかなどを、家族や地域で考え、災害への対策をとることが大切です。

第二章 区民・地域の防災対策

第1節 台風による大雨や高潮等への備え

1 家庭での日ごろの備え

(1) 家の中での備え

- ア 防災マップやハザードマップを活用し、危険情報を確認しておきましょう。
- イ いつ避難を始めるか、どこへ避難するかを考えておきましょう。
- ウ 親戚の家の電話を経由するなど、家族との連絡方法について決めておきましょう。
- エ 災害対策関係機関の電話番号など、災害時に必要な連絡先の一覧を用意しておきましょう。
- オ 停電に備えて、懐中電灯、携帯ラジオ、電池等を用意しておきましょう。
- カ 防災用品、救急医薬品の保管や使用方法を確認しておきましょう。
- キ 一時的な避難に必要な備蓄品（水 500 cc、食料 1～2 食分、トイレパック 4～5 個など）を準備しておきましょう。
- ク 突発的かつ局所的な集中豪雨に関する情報は入手することが困難です。普段から、雨の様子をチェックしましょう。
- ケ 真っ黒い雲が近づき周囲が暗くなる、ヒヤッとした冷たい風が吹き出す、雷鳴が聞こえる、雷光が見えるなどの現象は、局地的大雨の前兆である場合があるので気をつけましょう。
- コ 気象情報や河川の水位の情報を E メールで配信している、横浜市防災情報を活用（登録）しましょう。

(2) 自宅の外回りの点検

- ア 雨どいや側溝の掃除をして、水はけを良くしておきましょう。
- イ 瓦のずれや割れ、トタンのめくれなどは修繕しておきましょう。
- ウ 家のまわりは整理整頓し、ブロック塀等の修繕・補強しておきましょう。
- エ 水路をつくって雨水が崖に浸透しないようにしましょう。

2 地域での日ごろの備え

(1) 日ごろの心構え

ア いざというとき、となり近所で助け合えるよう、日ごろからのつきあいを大切にしましょう。

イ 自主的に風水害に対する訓練を実施するなど、地域の防災意識を高めておきましょう。

(2) 地域で準備・実施しておくこと

ア 台風や大雨のときの危険箇所を点検し、地域で情報共有しましょう。

イ 自主避難する場合の目安、避難先の管理や受入体制など、地域で話し合っておきましょう。

ウ 地域内で情報の伝達ができるよう、連絡網等を整備しましょう。

エ 自力で避難できない方たちの支援体制を、地域で話し合っておきましょう。

オ 「町の防災組織」の活動を確認し、定期的に風水害訓練行うなど、地域全体で防災対策に取り組みましょう。※「町の防災組織」＝西区防災計画「震災対策編」（P21）

カ 物資や防災資機材等の備蓄や点検を行いましょ。

キ ゴミや落ち葉などで排水溝が詰まると、道路冠水の原因になります。大雨の前には、地域で見回りをして、特にきれいにしておきましょう。

3 台風接近時、大雨の事前の備え

(1) テレビ・インターネットなどで気象情報をこまめに確認しましょう。

(2) 物干しざおや植木など、飛ばされやすいものを片付けておきましょう。

(3) 非常持出品を用意するなど、避難の準備を心がけましょ。

(4) 過去に浸水の被害を受けたことがあるなど、浸水のおそれがある場所は、土のうを積むなどの対策をましょ。

4 高潮への備え

(1) 雨量が極端に多くなくても、潮位の関係で河川水位が予想以上に上がる場合があります。夏から秋にかけての潮位が全般に上がる時期や、異常潮位や高潮が報道されている時は、テレビ・インターネットなどで気象情報をこまめに確認し、河川の水位に注意ましょ。

(2) 海に近い河川では、満潮と干潮で1 m以上も河川の水位が変化ましょ。台風や大雨で、河川に水位の上昇がある時は、満潮の時刻を事前に調べるなど、潮位の変化に注意ましょ。

第2節 地下街・地下施設等の浸水対策

地下街・地下室・地下駐車場などの浸水は、地上での浸水と異なり、思いのほか早く起こるため、想定外の被害が発生しやすいものです。浸水の危険を感じたときは早めに地上に避難しましょう。

1 一般利用者の方の心構え

- (1) 地上が冠水すると地下に一気に水が流れ込んできます。
- (2) 30cm～50cm 程度の水深でも水圧により扉の開閉ができなくなります。
- (3) 地下の電気設備等が浸水すると、エレベーター等が使えなくなる可能性があります。

2 地下街・地下施設等の管理者の備え

- (1) 地下施設にポンプを設置するなど、排水手段を確保しておきましょう。
- (2) 河川が氾濫するような場合でも、施設の入り口などに土のうを設置することにより、ある程度の浸水を防ぐことができます。台風など大雨が予想される場合は、事前に土のうの準備をしておきましょう。

※土のう配布情報（P11 参照）

第3節 土砂災害への備え

崖崩れは、雨や雪どけ水、地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちる現象です。大雨注意報、大雨警報や土砂災害警戒情報が発表されたら注意が必要です。

大雨が降っている時などは、非常に危険ですので、崖地の様子を見に行くことなどは避けましょう。また、雨が止んだ後の数日間は、崖崩れが起こることがありますので、十分に注意しましょう。

1 日ごろの備え

- (1) 崖地の斜面にある大きな木や繁茂した幹・枝は除去しておきましょう。
- (2) 崖側に雨水や汚水を流さないように排水路を整備しておきましょう。
- (3) 大雨の後は、崖の状態を調べ、崩れそうになったら必ず修復しましょう。
- (4) 万一に備えて、避難方法をあらかじめ決めておきましょう。
- (5) 危険な土留めは、早めに安全なよう壁に、つくり替えておきましょう。

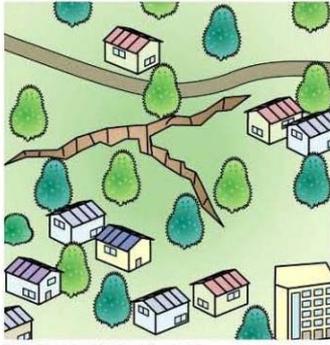
※巻末資料にがけ地の改善事業について掲載

2 崖崩れの前兆現象

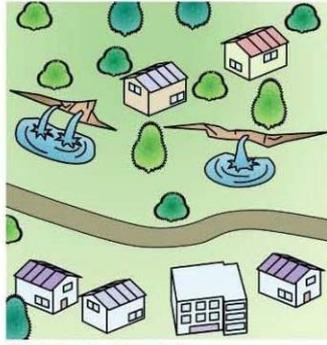
崖崩れの主な前兆現象は次のとおりです。

- (1) 崖に割れ目が見える
- (2) 崖から小石がパラパラと落ちる
- (3) 斜面に新たな湧水が発生する
- (4) よう壁や道路等にさけめ、ひび割れが発生する
- (5) 木が傾いたり倒れる

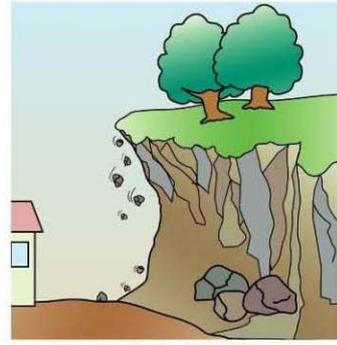
★崖崩れのサイン



斜面にひび割れができる。



斜面から水が吹き出る。



がけから小石がバラバラと落ちてくる。

第4節 避難時の注意事項など

1 避難の心得

台風・大雨により洪水や土砂災害の危険性が高まった場合は、市・区役所が避難準備・高齢者等避難開始【レベル3】、避難勧告又は避難指示（緊急）【レベル4】（以下「避難勧告等」という。）を発令します。その際、避難行動は慎重かつ速やかに行いましょう。

また、局地的な集中豪雨や突発的な崖崩れなどは、避難勧告等が間に合わない場合があります。外の状況に気を配り、危険を感じたら早めに自主避難しましょう。

2 避難時の注意

- (1) 身近に避難する場所がなく、区が開設する避難場所へ避難するときは、動きやすい服装で、2人以上で行動するよう心がけましょう。
- (2) 避難途中や避難しようとした際に付近の道路が浸水していた場合は、無理に避難場所へ移動せず、近隣の高い建物又は強度の強い建物の屋内の2階以上の安全を確保できる場所へ避難しましょう。
- (3) 避難経路は、河川沿いや、崖地沿いの道及び地下状道路は避けましょう。
- (4) 大雨により道路にある側溝やマンホールの蓋が外れていることがあります。十分に注意して近寄らずに行動しましょう。
- (5) 要援護者（子どもや高齢者）からは目を離さず、お互い身体をロープで結ぶ、手を引くなど、はぐれないように避難しましょう。
- (6) 要援護者は、避難に時間がかかるため、早めの避難が必要です。洪水時には、地域の皆さんが協力し合って安全に避難しましょう。
- (7) やむを得ず避難時に崖地沿いを通る場合は、崖地の様子に気をつけましょう。

3 避難する場所

- (1) 避難勧告等が発令された場合は、事前に決めていた身近な避難場所などへ避難しましょう。
- (2) 身の危険を感じたり、切迫した状況と判断したときは、原則として区が開設する直近の避難場所へ避難しましょう。

ただし、災害の規模、被害状況等に応じて自宅での安全確保に不安がある場合は、早めの自主避難（水平避難）を検討しましょう。

(3) 避難勧告等が発令された場合は、原則、区役所が避難場所を設置し、避難を要する地域の住民に対し、戸別訪問や広報車などによる広報により避難誘導を実施します。

避難場所は、対象区域近隣の学校や地区センターなどの施設と調整し、区役所が開設しますので、区ホームページなどで避難場所を確認した上で、避難行動をとりましょう。

第5節 気象情報や防災情報の入手方法

台風などで大雨が降ることが予測されているときは、テレビやラジオ、インターネット等から、こまめに気象の状況を手入れし、いざというときに慌てず行動ができるようにしておきましょう。

1 横浜市防災情報

横浜市では、携帯電話やパソコンで、気象警報・注意報、天気予報等が見られるほか、その情報をはじめとする防災情報をEメールで配信するサービスを行っています。

この配信サービスを携帯電話等で活用することにより、防災情報をいち早く入手することができます。 ※検索ワード：「横浜市防災情報」

【参考URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosai/information.html>

(1) 横浜市防災情報で入手できる情報

レインアイよこはま	横浜市域の雨量情報（降雨の状況や推移）	
港湾局潮位情報	満干潮時刻や観測情報の推移	
消防局雨量情報	各消防署で観測した時間雨量・累計雨量	
水防災情報	主な河川の水位情報・監視カメラ画像等	
一般気象情報 【(財)日本気象協会 提供】	気象警報等	特別警報・警報・注意報の発表文
	津波	津波予報の発表文（予想高、到達日時）等
	天気予報	週間天気予報
	天気図	天気図の実況と予想図
	レーダー	関東地方の降雨状況
	台風	台風情報（経路・天気図・大きさ・強さ等）
	降水予測	降雨の推移と6時間後までの予測
	アメダス	神奈川県内アメダス観測所の降雨量等
	気象衛星画像	気象衛星画像と天気図
防災気象情報	1時間最大雨量等と48時間降水量予測等	

(2) 横浜市防災情報Eメールで配信される情報

① 気象特別警報・警報・注意報	横浜市で、特別警報・警報・注意報が発表された場合に任意の設定に基づきお知らせします。
② 河川水位情報	登録区内の水位計が警戒水位を超えた場合にお知らせします。併せて、区内を流れる河川の上流域で警戒水位を超えた場合もお知らせします。登録できる区は、1つの区、2つの区、または全区域です。
③ 土砂災害警戒情報	横浜市で、土砂災害警戒情報が発表された場合に任意の設定に基づきお知らせします。
④ 緊急なお知らせ	災害時または災害の発生の恐れがある場合に、横浜市からのお知らせ(災害の状況、避難場所等開設情報、避難勧告等)を配信します。
⑤ 天気予報	横浜市の天気予報をメールの配信確認を兼ねて、任意の設定頻度に基づきお知らせします。
⑥ その他	光化学スモッグ、地震情報 等

(3) 横浜市防災情報Eメールの登録方法

手順 1

「entry-yokohama@bousai-mail.jp」へ直接空メールを送信するか、右記の二次元バーコードリーダーへアクセスし空メールを送信し、返信される案内メールの URL へアクセスします。



注意

登録時の案内メールが届かない場合、お使いの携帯端末等で、「迷惑メール受信拒否」等の設定がされている可能性があります。本システム「yokohama@bousai-mail.jp」からのメールが受信拒否されている場合は、各携帯端末等の仕様に従い、設定変更をお願いします。

手順 2

配信情報登録画面が表示されますので、画面の指示に従い、入手情報を選択し登録を完了させます。

※希望の区をチェックすると、その区を流れる河川の水位データが配信されるようになります。

手順 3

登録完了内容を確認してください。変更ボタンを押すと、河川水位、地震、津波、警報・注意報などの設定変更ができます。

2 西区河川水位情報システム

西区内の2か所の水位計(内海橋、元平沼橋)の水位が上昇した場合などに、河川沿いに設置したスピーカー(5か所)でお知らせします。

(1) スピーカー放送によるお知らせ

川沿いに設置したスピーカー(5か所)により、水位の上昇をお知らせします。

■スピーカー及び水位計の設置場所図



新田間橋のスピーカー

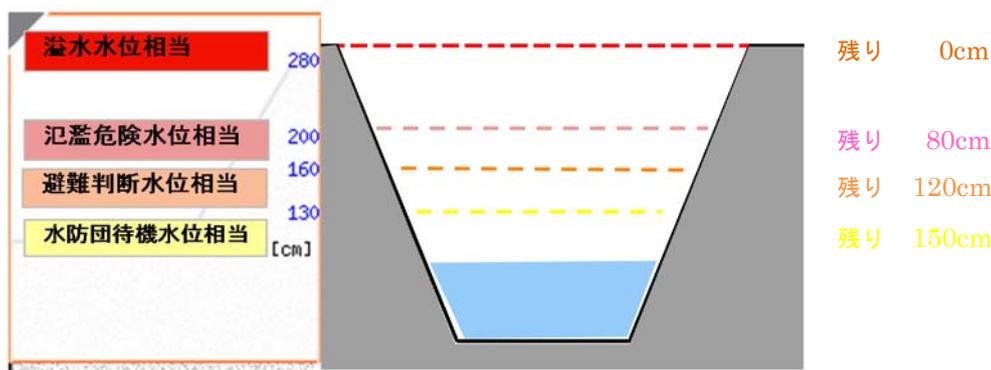


内海橋のスピーカー

(2) 西区河川水位情報システムで入手できる情報

状態	お知らせ方法	スピーカー放送 の内容
【注意】水位が残り 150cm になったとき		《チャイム》川の水位が高くなっています。注意してください。《チャイム》 ～（繰り返し）～
【警戒】水位が残り 120cm になったとき		《チャイム》川の水位が警戒水位を超えています。警戒してください。《チャイム》 ～（繰り返し）～
【避難の目安】水位が残り 80cm になったとき		《サイレン》川が氾濫する危険があります。浸水に備えてください。《サイレン》 ～（繰り返し）～
【溢水】水位が残り 0cm になったとき		《サイレン》川が氾濫します。避難してください。《サイレン》 ～（繰り返し）～
【避難勧告】 西区内に水害に関する避難勧告が発令されたとき		《サイレン》避難勧告が発令されています。避難してください。《サイレン》 ～（繰り返し）～
水位が十分に下がったとき		《チャイム》川が、氾濫する危険はなくなりました。《チャイム》 ～（繰り返し）～

水位が残り 150cm 未満のときは、スピーカーの上にある回転灯が点灯し続けます。



【参考】内海橋と元平沼橋の最新の水位情報

西区ホームページ内の河川水位情報のコーナーで、内海橋・元平沼橋の最新（10分間隔で情報更新）の水位情報を見ることができます。また、過去の水位変動の履歴を参照できます。【参考URL】※検索ワード：「横浜市水防災情報」

<http://www.city.yokohama.lg.jp/nishi/life/bousai/>

3 西区の防災に関するマップ

西区では、防災に関する様々なマップを作成し、西区のホームページや区役所で配布しています。

https://www.city.yokohama.lg.jp/nishi/kurashi/bosai_bohan/saigai/bousai.html

(1) 西区防災マップ

西区防災マップは、防災に関する情報を集約したマップで、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、津波避難対象区域などを掲載しています。西区ホームページでは、日本語のほか、英語、中国語といった多言語のマップも閲覧できます。

(2) 西区洪水ハザードマップ

西区洪水ハザードマップは、西区内を流れる帷子川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を予測し作成したマップで、計画規模（1時間で約93ミリの降雨）と想定し得る最大規模（24時間で約390ミリの降雨）の2種類を掲載しています。

(3) 西区内水ハザードマップ

西区内水ハザードマップは、下水道の排水能力を超える大雨に対して、区民の皆さんに日頃からの備えや対策をとっていただくために作成したマップで、想定条件は1時間に約76ミリの降雨としています。

(4) 西区土砂災害ハザードマップ

西区土砂災害ハザードマップは、大雨等で土砂災害危険が発生した際に、区民の皆さんに適切な避難行動を取っていただく必要があることから、イラストや図を使って、土砂災害警戒区域や大雨に対する備えなどを分かりやすくまとめたマップです。

【土砂災害警戒区域とは】

- ・ 傾斜が30度以上で高さが5m以上の区域
- ・ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ・ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

4 土のう配布情報（西土木事務所）

(1) 西土木事務所では、風水害に備えて、土のうを備蓄し、随時土のうの配布を行います。事前に連絡したうえで、西土木事務所まで取りにきてください。

【問合せ先】西土木事務所 電話 045-242-1313

(2) 横浜駅西口周辺には、台風等の大雨に備え「土のうステーション（臨時土のう置場）」を設置します。

設置状況は、西土木事務所のホームページから確認してください。

【参考URL】 ※ 検索ワード：「西土木 土のう」

https://www.city.yokohama.lg.jp/nishi/kurashi/machizukuri_kankyo/jimusho/saigaiji/11-02.html

土のうステーション（臨時土のう置場）配置図



使い終わった土のうは自己保管、又は元の場所へ速やかにお戻しください

第6節 要援護者施設の対策強化

平成29年水防法改正により、西区内の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成と訓練の実施が義務化されました。

1 避難確保計画の作成

(1) 市防災計画「資料編」に施設の名称及び所在地が定められた浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を作成しなければなりません。

- (2) 避難確保計画を作成し、又は変更したときは、これを市長に報告しなければなりません。
- (3) 市及び区は、避難確保計画を作成していない浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者等に対し必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときはその旨を公表することができます。

2 訓練の実施

市防災計画「資料編」に施設の名称及び所在地が定められた浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者等は、作成した計画に基づき、訓練を実施しなければなりません。

第三章 区の防災対策

第1節 大雨・台風時の風水害体制

1 警戒体制

(1) 警戒体制の確立

気象状況や河川の状況等に応じて、区に警戒体制を確立します。

(2) 活動内容

ア 連絡体制の強化

- 区災害対策警戒本部設置に向けた連絡手段の確認
- 横浜市防災情報、テレビ及びラジオによる災害情報の収集

イ 初動体制職員の配置

- 急激な気象状況変化に備えた情報収集職員の配備
- 消防、警察、横浜駅鉄道事業所等との情報共有

2 区災害対策警戒本部体制

西区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、区災害対策本部を設置するまでに至らないときは、区災害対策警戒本部(以下「区警戒本部」という)を設置します。

(1) 設置基準

ア 横浜地方気象台から市域を対象とする気象警報(大雨、暴風、暴風雪)及び洪水警報、大雪注意報、高潮注意報が発表されたとき

イ 帷子川水系(西区内)を対象とする水防警報のうち、準備、出動、指示のいずれかが発表されたとき

ウ 高潮注意報又は高潮警報が発表されたとき

エ 区域に風水害による被害が発生、又は発生するおそれがある場合で、区長が必要と認めたとき

(2) 配備体制・動員

区警戒本部の配備体制・動員対象者は、「横浜市警戒体制及び警戒本部等の設置に

関する要綱（平成4年5月15日総災第23号）」（以下「区本部設置要綱」という。）に定める災害対策配備基準率に基づき、「風水害対策配備計画」（以下「配備計画」という。）を策定し決定します。

	1号配備	2号配備
区役所	5～15%	15～30%
土木事務所	10～20%	20～50%

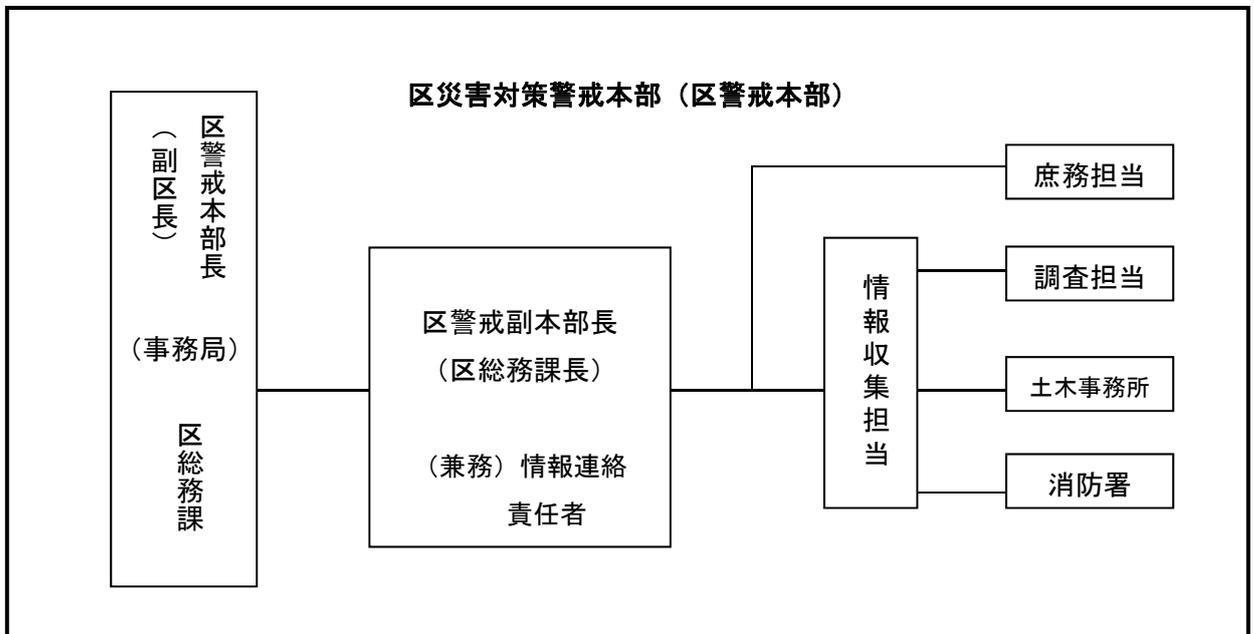
※パーセンテージは、区本部設置要綱に定める災害対策配備基準率

(3) 配備体制の構成と移行

配備計画により事前指定した職員及び状況に応じて区警戒本部長（副区長）が指定する職員で構成します。

区警戒本部長は、活動状況及び被害状況の推移経過から判断して、配備体制を段階的に拡大又は縮小します。

※ 避難勧告等発令時は「11 避難勧告等（P24）」による体制とします。



(4) 活動内容

区警戒本部要員（動員参集者等）は、夜間・休日等の場合、下記項目について順次実施します。

- 市警戒本部からの水防警報、気象警報等の各種情報を確認します。
- 動員参集者等は区役所4階に集まります。
- 情報板（ホワイトボード）を準備します。
- 実施事項や区内の時雨量等をホワイトボードに時系列で記録していきます。
- 満潮の時刻を確認し、ホワイトボードに記録します。

※潮位は河川水位に影響を与えることから、満潮時刻は特に注意します。

- 土木事務所、消防署及び警察署に電話連絡し、初動体制と被害発生（人的、物的）の状況を確認します。
- 市の水防災情報のページで上流の河川（帷子川・今井川）の水位を確認します。

- 河川水位警報盤（西区新田間川・内海橋）の河川水位を確認し、記録します。
- 危機管理システムにより、市警戒本部に区警戒本部設置の報告をします。
- i F A X及びメールにより要援護者施設、地下施設等へ洪水警報等の情報を送信します。
- 広報車両による区内巡回の準備を実施し、状況に応じて巡回を実施します。
- 西区及び保土ヶ谷区の河川水位システム等のサイレン等が鳴動した場合、又はそのおそれがある場合は、保土ヶ谷区と連携し、広報車両により巡回を実施します。
- 土砂災害警戒情報が横浜地方気象台から発表された場合は、該当区域に避難勧告を発令するほか、土砂災害警戒区域等を中心に巡回及び広報を実施します。
- 区内に被害が発生しはじめ、引き続き大雨が降り続くような状況の場合など、区長の参集が必要と判断された場合には、すみやかに区長（区災害対策本部長）に連絡します。
- 避難勧告等の判断基準となる状況等について情報収集します。
- 業務員と協力し、緊急連絡網により伝達を開始します。
- 区長へ警戒本部が設置された旨の連絡をします。
- 動員参集者の参集状況を確認し、必要に応じ、重ねて動員連絡をします。
- 後から参集した動員参集者等は、初動班が記載した情報板（ホワイトボード）の記載内容から、これまでの状況を確認します。
- 先行して活動している職員は、順次、参集してきた職員に対しホワイトボード等を活用し状況の説明をします。

(5) 消防署・土木事務所の対応と連携

- ア 消防署、土木事務所にあつては、全市的・統一的な対応を必要と認める場合、各主管局の指示を優先します。
- イ 情報収集担当の設置と区警戒本部との相互連携を図ります。
- ウ 入手した初期情報は区警戒本部に収集・共有します。
- エ 被害情報・活動情報等は区警戒本部に収集・共有します。

(6) 廃止基準

- ア 区災害対策本部が設置されたとき
- イ 区域に被害の発生するおそれが解消したと認められるとき
- ウ 設置基準とした気象警報等が解除され、被害の発生がないとき

3 区災害対策本部体制

西区に大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、災害対策を実施する必要がある場合に区災害対策本部（以下「区対策本部」という）を設置します。

(1) 設置基準

- ア 市災害対策本部が設置されたとき
- イ 横浜地方気象台から市域を対象とする気象等（大雨、暴風、高潮、波浪及び暴風雪）に関する特別警報のうち、いずれかの特別警報又は複数の特別警報が発表されたとき（大雪に関する特別警報のみ発表されたときは、第2節雪害対策による。）

ウ 区域において、総合的な災害応急対策を実施する必要があると認められる規模の風水害による被害が生じたとき

エ 区域において河川の堤防の決壊もしくは、氾濫が生じたとき

オ その他災害応急対策を実施するうえで、区対策本部を設置する必要があると認められるとき

(2) 配備体制・動員対象者

区対策本部の配備体制・動員対象者は、区本部設置要綱に定める災害対策配備基準率に基づき「配備計画」を策定し決定します。

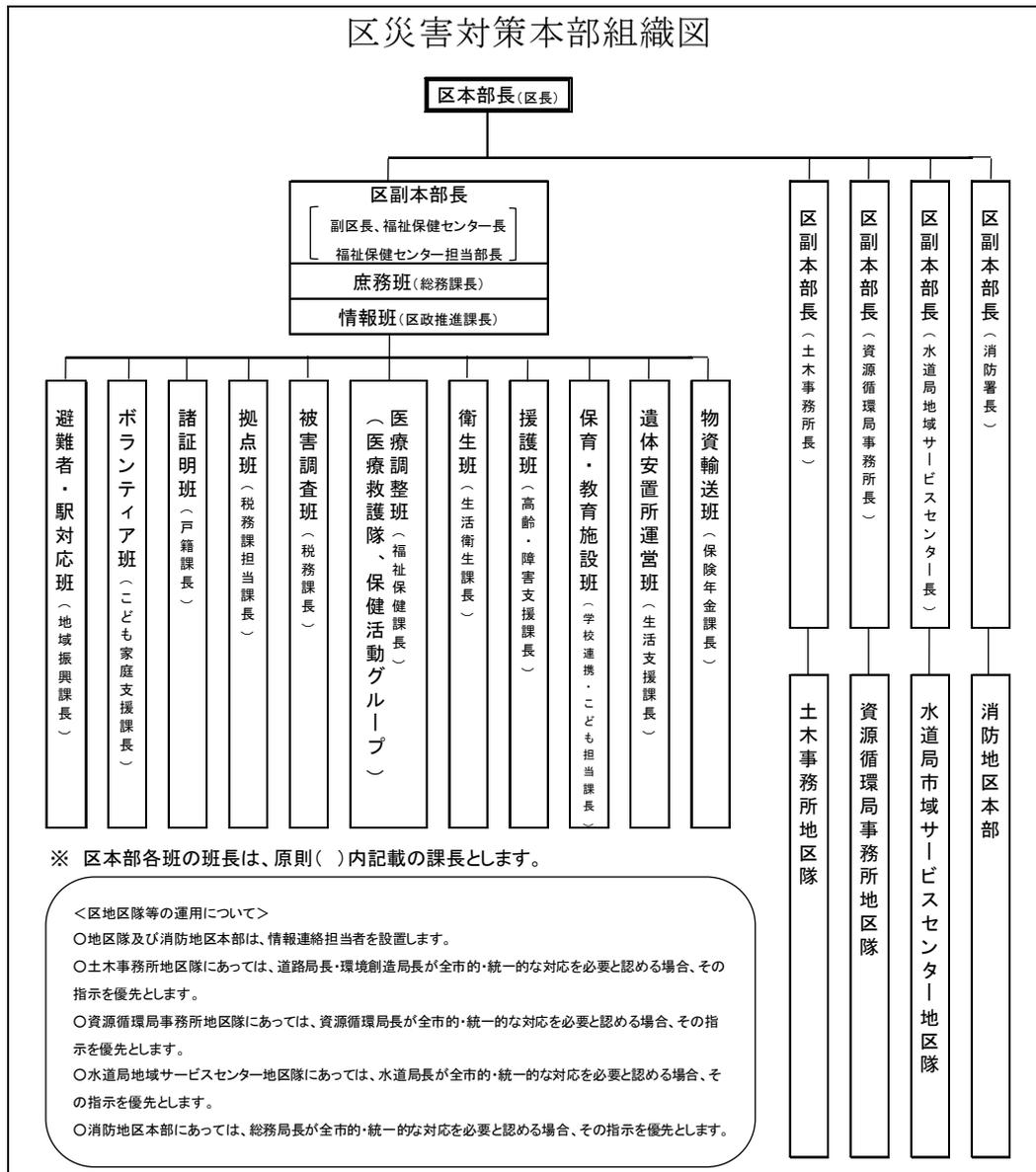
	3号配備	4号配備	5号配備
区役所	30～50%	60～80%	100%
土木事務所	50～80%	100%	100%

※パーセンテージは、区本部設置要綱に定める災害対策配備基準率

(3) 配備体制の構成と移行

「配備計画」により事前指定した職員、及び状況に応じて区対策本部長（区長）が指定する職員で構成します。

区対策本部長は、活動状況及び被害状況の推移経過から判断して、配備体制を段階的に拡大又は縮小します。



(4) 区対策本部長不在時の代理者等

区長は、勤務時間外等の本部長の不在時における初動体制を確立するために必要な本部長の代理者及び代理順序について、あらかじめ別に指定するものとします。

(5) 区対策本部会議の開催

ア 区対策本部長は、区内の災害対策の基本方針を決定するため、必要に応じて区対策本部会議（以下「本部会議」という。）を開催します。

イ 本部会議の構成員は、区副本部長及び区対策本部長が定める区役所職員、各地区隊長 及び消防地区本部長（以下「区対策本部構成員」という。）とします。

ウ 区対策本部構成員（代理者又は区対策本部構成員が指名した職員を含む。）は、本部会議が開催されたときは、直ちに区対策本部に参集し、配備体制と緊急措置事項を区対策本部長に報告します。

エ 区対策本部長は、必要に応じて、区災害対策連絡協議会の構成機関の責任者等の出席を求めます。

(6) 各班の事務分掌

各班の事務分掌は、西区防災計画「震災対策編」(P11)のとおりであり、その活動は区警戒本部の行動に加え、概ね次のとおりです。

ア 庶務班(班長:総務課長)

- 区対策本部の設置について市本部長、区防災関係機関、各班長、各職員に報告・指示・通知等を行います。
- 本部会議の開催や指揮命令系統の統制、命令の伝達、経過記録、庁舎の保全、職員の厚生、他班に属しない事務など、全体を調整し災害対策にあたります。

イ 情報班(班長:区政推進課長)

- 危機管理システム等の活用や関係機関との相互連絡により、時雨量、河川水位、被害状況などの災害情報を的確に把握し、情報板等(ホワイトボード)に記載します。
- 本部会議等で報告するなど、災害関連情報の集約、伝達を行います。
- 区民からの問合せ対応や広報車のほか、ホームページ、ツイッター、CATVなどを利用した情報提供を行います。
- ライフライン機関、警察、その他関係機関との連絡調整を行います。
- 特別警報が発表された場合、直ちに命を守る行動をとるよう、区民へ広報を行います。

ウ 避難者・駅対応班(班長:地域振興課長)

- 鉄道機関の運行停止や横浜駅周辺で被害等が生じた場合、庶務班と連携を図りながら、横浜駅情報連絡本部(JR横浜駅事務所内)等で帰宅困難者や被害状況等の情報収集を行い、区対策本部へ適時に状況を報告します。
- 状況に応じて鉄道事業者、警察等と連携し避難誘導・指示にあたります。

エ ボランティア班(班長:こども家庭支援課長)

- 発災直後などの初動期においては、必要最小限の人員で活動準備を行い、それ以外の職員は、庶務班の指示に従い各班の応援にあたります。
- 災害の状況に応じて、ボランティアへの情報提供や連絡調整の業務にあたります。

オ 諸証明班(班長:戸籍課長)

- 発災直後などの初動期においては、必要最小限の人員で活動準備を行い、それ以外の職員は、庶務班の指示に従い、各班の応援にあたります。
- 建物等のり災証明の発行に関する手続きを消防署と協力して行います。
- 災害の状況に応じて、死亡届の受理、火埋葬許可の業務を行います。

カ 拠点班(班長:税務課担当課長)

- 避難場所又は避難所(以下「避難場所等」という。)の開設が必要となった場合に、避難場所等の関係者(自治会・町内会長)に連絡するとともに、現地に出向して開設の準備や避難者の受入れにあたります。
- 避難場所等の状況を区対策本部に報告し、避難者への情報提供を行います。

キ 被害調査班（班長：税務課長）

- 発災直後などの初動期においては、必要最小限の人員で活動準備を行い、それ以外の職員は、庶務班の指示に従い各班の応援にあたります。
- 災害の状況に応じて、①被害状況の調査、②建物等の被害認定調査、③災害廃棄物の解体・撤去申請の受付の業務にあたります。

ク 医療調整班（班長：福祉保健課長）

- 初動期には、必要に応じ仮設救護所の設置準備を行います。また、区内病院・診療所の被害状況の把握を行います。
- 災害規模に応じて、負傷者の発生状況、区民からの医療相談への対応、医薬品、医療資機材等の調達などの業務にあたります。
- 保健活動グループにより、被災者の保健活動にあたります。

ケ 衛生班（班長：生活衛生課長）

- 発災直後などの初動期においては、必要最小限の人員で活動準備を行い、それ以外の職員は、庶務班の指示に従い、各班の応援にあたります。
- 被害が発生した場合には、被害地域の防疫活動及び衛生対策を早急に行う必要があるため、区内で被害が発生し始めた段階から被害地域の衛生対策に向けた準備を行います。
- 災害の状況に応じて動物の保護・収容の調整の業務にあたります。

コ 援護班（班長：高齢・障害支援課長）

- 災害の発生状況により、福祉避難場所を設置し、要援護者の安全確保を図ります。また、福祉避難場所の運営・管理を行います。
- 被災者の生活相談、災害弔慰金の支払い、災害援護資金の貸付けなどの業務にあたります。

サ 保育・教育施設班（班長：学校連携・こども担当課長）

- 市立保育所の園児の安全を確保するとともに、施設、園庭の管理や保全等に務めます。
- 保育・教育施設、保護者及び区本部との連絡調整や園児の引渡しの業務にあたります。

シ 遺体安置所運営班（班長：生活支援課長）

- 発災直後などの初動期においては、必要最小限の人員で活動準備を行い、それ以外の職員は、庶務班の指示に従い、各班の応援にあたります。
- 被害の程度や規模により、行方不明者の把握に努め、遺体安置所の設置・運営の活動準備を行います。

ス 物資輸送班（班長：保険年金課長）

- 発災直後などの初動期においては、必要最小限の人員で活動準備を行い、それ以外の職員は、庶務班の指示に従い、各班の応援にあたります。
- 被害の程度や規模により、物資集配拠点を設置（看板の明示）し、拠点班等と連携して不足救援物資の把握、並びに、食料及び救援物資等の調達・受入・配分の業務にあたります。

- 各拠点（避難場所等）へ救援物資の搬送が必要となるような災害状況に応じて、①輸送手段の確保、②食料及び救援物資等の安全・迅速な輸送の業務にあたります。

セ 土木事務所地区隊（班長：土木事務所副所長）

- 土木事務所地区隊は、台風の接近・上陸などにより被害が予測される場合、土のうの準備、浸水履歴区域の清掃やパトロールを行います。
- 管内の道路、下水道等に被害が発生した場合は、現地に出向し応急修理及び復旧対応をとる必要があります。具体的な作業としては土のうによる止水、道路冠水や家屋の浸水を解消するため街きょ柵の清掃や交通規制等を行います。

(7) 応援の要請等

区対策本部長は、西消防団、建設作業隊等の防災関係機関の応援を必要とする場合は、地区隊長等に連絡するとともに、応援の要請をします。また、区内の被害が甚大となり、災害応急活動や応急復旧活動において西区災害対策本部各班の活動人員の増強が必要と認めるときは、市本部長に対して支援職員の派遣を求めます。

(8) 受援体制の確立

区対策本部長は、応援の要請等を実施した場合には、受援職員の受入体制を整備します。

また、緊急消防援助隊、自衛隊及び広域緊急援助隊（警察）等の受入については、市災害対策本部と調整し、横浜市防災計画「震災対策編」P248（第3部第7章 受援計画）に準じて対応します。

(9) 廃止

区対策本部長は、原則として次のような場合、区対策本部の廃止又は区警戒本部への縮小を行うことができます。

なお、廃止の決定は、市警戒本部設置時にあつては、市警戒本部長と協議の上行い、市本部が設置されている間にあつては、市本部長の許可を得て行います。

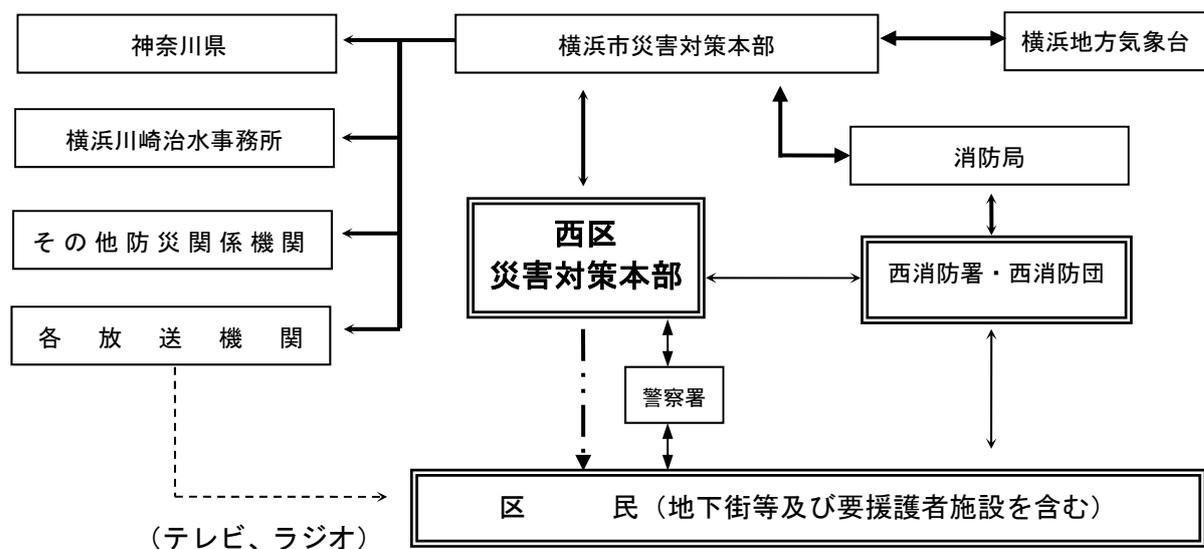
- ア 区域内において、災害の発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき
- イ 区警戒本部に縮小することが適当であると認められるとき
- ウ その他区対策本部長が認めたとき

4 職員の動員

区対策本部長は、区対策本部を設置する必要がある場合は、上記2又は3に定める配備体制を確保することとし、別に定める「配備計画」又は「西区避難勧告等判断・伝達マニュアル」（以下「勧告マニュアル」という。）により指定した職員を動員します。

5 情報の収集と伝達

(1) 情報受伝達系統



凡例	
←-----→	: 有線、無線
←=====→	: 有線、伝令、広報車両
←=====→	: 有線、伝令、広報車両
	※地下街等及び要援護者施設へはFAX
←·-·-·→	: テレビ、ラジオ、ホームページ

(2) 情報の種類

災害応急対策を実施するにあたって必要な気象情報、河川情報、被害状況及びその他災害及び活動状況に関する情報は次のとおりです。

情報区分	情報の概要
特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の大雨が予想される場合に発表する警報（暴風、暴風雪、大雨、大雪、波浪及び高潮）
気象警報	横浜地方気象台の発表する横浜市区に関する警報（暴風、暴風雪、大雨、大雪、波浪、洪水及び高潮）
気象注意報	横浜地方気象台の発表する横浜市区に関する注意報（強風、風雪、大雨、大雪、濃霧、雷、乾燥、着氷、着雪、霜、低温、波浪、洪水及び高潮）
気象情報	気象警報、気象注意報以外で、台風、短時間大雨、竜巻等の気象状況に関する情報
水防警報	水防法第10条の4の規定により国土交通大臣及び神奈川県知事が指定した河川について発表する警報

洪水予報	国土交通省関東地方整備局と気象庁予防部が共同で発表する多摩川の洪水予報、又は京浜河川事務所と横浜地方気象台が共同で発表する鶴見川の洪水予報（氾濫注意情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）
河川情報	水防警報以外の、河川の水位、潮位等の河川等の状況（護岸等の被害を含まない）に関する情報
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表する情報
災害情報	現場での活動を必要としている、又は活動中の火災・建物崩壊・崖崩れなどの情報（災害の推移状況を含む）
被害情報	災害により受けた、生命・身体・財産等の被害で、職員等が調査を実施して確定した被害の情報
避難情報	避難勧告等の発令、避難場所等の開設等の避難に関する情報
活動情報	本部運営状況、被災者に対する給水活動、食料の供給等の救助活動（災害救助法が適用された場合を含む。）等の情報

6 被害情報等の伝達

区内に被害が発生したときは、区本部は、土木事務所地区隊、消防地区本部、警察署と協力し、被害情報を収集します。

被害情報は、危機管理システムで市本部へ報告します。また、次の**重要情報**については、ホットライン及びファクシミリで速報します。

速報する 重要情報 （ホットライン・ファクシミリ）	
1	人的被害が発生したもの（死者又は重傷以上の負傷者の場合）
2	棟以上の家屋の全半壊
3	住民への避難勧告（指示）状況
4	河川の決壊・氾濫
5	り災世帯が10世帯以上の床上浸水
6	公共施設被害
7	幹線道路の損壊等に伴う通行不能

7 災害時緊急情報等の伝達

(1) 聴覚障害者への情報伝達

区本部から災害時緊急情報を、i F A X（一斉同報送信）を利用して自宅のファクシミリへ配信します。

配信を希望する場合は、登録の申請が必要です。

【対象者】

原則として1級から3級の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者で自宅にファクシミリがある方

(2) 地下街等の施設及び要援護者施設への大雨警報等の伝達

横浜市防災計画「風水害等対策編」（第6部「水防法及び土砂災害防止法に基づき名称及び所在地を定める施設」（P3及びP14））に定める範囲の施設等に対し、区役所から大雨洪水警報、大雨特別警報、避難勧告等の情報を、i F A X及びメールで伝達します。

【対象となる要援護者施設】

浸水想定区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設及び土砂災害警戒区域内の要援護者施設のうち、横浜市防災計画「資料編」にその名称及び所在地が記載されている施設。

8 防災資機材の整備

令和2年3月現在

(1) 区役所の資機材

品名	数量	品名	数量
スコップ	40本	拡声器（メガホン）	20個
ロープ	50m×4本	携帯ライト	50個
長靴	100足	携帯発電機	2台
ゴム胴長靴	50足	照明灯	2機
毛布	400枚	ブルーシート	5枚（大）

(2) 西土木事務所の水防用資器材

西土木事務所は、区内の水防を十分果たせるよう水防倉庫等の設備及び下表の基準表に準拠して整備するとともに、資器材の緊急調達の方法について定めています。水防用資器材は、地震災害等の災害対策のために使用することもできます。

西土木事務所水防倉庫（西区浜松町9-92）			
品名	数量	品名	数量
土のう類	2,500袋	照明灯	2台
なわ類	100kg	一輪車	3台
丸太類	100本	掛矢	3丁
鉄線蛇籠	20本	スコップ	20丁
鉄線	200kg	つるはし	3丁
鎌	5丁	かすがい	100本
なた類（おのを含む）	2丁	のこぎり	3丁
ペンチ	3丁	カッター	1丁
携帯発電機	1台		

※神奈川県水防計画水防用資器材整備基準表

(3) 消防署の消防活動用資機材

資機材	部隊別			
	西本署	浅間町	境之谷	合計
ショベル	71	14	11	96
ジョレン	15	4	4	23
つるはし	9	6	4	19
かけや	3	1	2	6
土のう袋	540	360	250	1150
除雪用スコップ	10	2	2	14
折たたみボート	2	—	—	2
船外機	1	—	—	1
ゴムボート	—	2	—	2

(4) 消防団の資機材

消防署と一体となって活動する消防団の器具置場に、ショベル、ジョレン、つるはし、かけやなどの必要な資機材を整備しています。

西消防団	器具置場所在地
1分団1班	西区紅葉ヶ丘57番地(紅葉ヶ丘57)
1分団2班A	西区老松町62番地11(老松町61-5)
1分団2班B	西区西戸部町2丁目158番地15(西戸部町2丁目158-15)
1分団3班	西区霞ヶ丘56-5番地
2分団1班A	西区西前町2丁目47番地2(西前町2丁目47-2)
2分団1班B	西区伊勢町3丁目140番地(伊勢町3丁目140)
2分団1班C	西区中央2丁目27番1号(中央2丁目94)
2分団2班	西区浜松町9番地(浜松町92)
2分団3班	西区東久保町14番地30(東久保町146-8)
3分団1班	西区平沼1丁目39番 平沼陸橋桁下(平沼1丁目39-1)
3分団2班A	西区南幸2丁目4番先 平沼陸橋桁下(南幸2丁目4-3)
3分団2班B	西区南幸2丁目9番12号 南幸自治会館1階(南幸2丁目9-21)
3分団3班	西区楠町10番地2(楠町10-2)
3分団4班A	西区浅間町3丁目177番地2(浅間町3丁目177-2)
3分団4班B	西区南浅間町19番地15(南浅間町19-5)

9 災害応急活動

風水害の発生が予測され又は被害が発生した場合、区本部は関係機関と連携し、次の応急活動を実施します。

(1) 水防活動

- 帷子川・今井川の合流点の水位の上昇や、引き続き大雨が降り続くと予想される場合、または、低気圧や異状潮位などの影響と考えられるような水位の上昇が認められ

た場合には、土木事務所、消防署及び消防団と連携し、浸水想定区域を中心に広報車やパトロールカーによる巡回・広報を実施します。

- 水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに道路局河川管理課を通じ、神奈川県横浜川崎治水事務所に連絡し、必要な措置を求めます。
- 消防署及び消防団と連携し、区民等の安全確保を最優先とした活動を実施します。
- 警察署へ情報提供するとともに、必要に応じて協力要請を行います。
- 道路冠水や内水等による住居等への浸水被害の場合は、土木事務所、消防署及び消防団と協力・連携し、応急活動を実施します。
- 特に必要があると判断した場合、警戒区域を設定します。
- 人命危険発生のおそれがある場合など、避難勧告等を発令します。
- 特に、具体的に危険が予想される災害警戒区域等の住民に対しては、個別伝達に努めます。

(2) 崖崩れ災害応急活動

- 危機管理システム等により、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、崖崩れの前兆現象や発生時における災害状況の早期把握に努め、区民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達します。
- 大雨警報や、記録的短時間大雨情報または土砂災害警戒情報が発表されたときは、土木事務所、消防署及び消防団と連携し、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等を中心に巡回を実施します。
- 崖崩れを通報又は発見により覚知した場合、土木事務所、消防署及び消防団と連携して現場確認、応急活動を実施します。
- 警察署へ通報・連絡し、避難誘導や交通規制など必要な活動を依頼します。
- 建築局建築防災課に通報します。
- 特に必要があると判断した場合、警戒区域を設定します。
- 人命危険発生のおそれがある場合など、避難勧告等を実施します。
- 民地内で発生した場合の応急措置は、土地所有者の同意を得たうえで、横浜建設業防災作業隊に連絡し実施します。
- 特に、具体的に危険が予想される災害警戒区域等の住民に対しては、個別伝達に努めます。

10 消防活動

区本部が設置された場合、消防署及び消防団は区本部と連携し、事前対策、情報収集、広報及び災害応急活動等を実施します。

11 避難勧告等と警戒レベル

避難勧告等の情報は、警戒レベルと関連付けて表記します。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】

避難行動に時間を要する要援護者等に対して、早い段階で避難行動の開始を求めるために発令するもので、区長名で実施します。

(2) 避難勧告・指示【警戒レベル4】

災害のおそれがある場合等において特に必要と認める地域の住民等に対し、避難行動をとらせる必要が生じた場合に区長名で発令します。

なお、西消防署長は、区民の生命、身体を保護するため、区民を避難させる必要があると判断した場合は、区本部に対して避難勧告等の発令を要請するほか、災害現場において現場最高指揮者が区民の生命、身体に危険が切迫していると認めた場合は、区長名をもって直ちに避難勧告等を発令するものとします。

(3) 災害発生情報【警戒レベル5】

災害が発生した場合には、可能な範囲で災害発生情報を発信します。既に浸水が始まっており、足元が見えない等、あらかじめ指定した避難施設等の屋外に避難（水平避難）することで、かえって危険が及ぶ恐れがある場合には、屋内での退避等の安全確保措置（垂直避難）を指示します。

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報		住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報	
			水位情報がある場合	水位情報がない場合		
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※1 ※1可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※3	(大雨特別警報(土砂災害))※3	
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急)※2 ※2緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※4	
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)	
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)	
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報				

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。
 ※4 「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

(4) 配備体制

別に定める「勧告マニュアル」に基づく避難勧告配備体制とします。

(5) 避難勧告等の発令

避難勧告等は「避難勧告等判断マニュアル」に定める発令基準に基づき発令します。

なお、本市では、土砂災害警戒情報が発表された場合は、崖崩れが発生した場合に人家に著しい被害を及ぼす可能性がある崖地としてあらかじめ指定した区域の住民等に避難勧告等を発令することとしており、該当区域を市ホームページで公表しています。

【参考URL】※検索ワード：「横浜市 避難勧告 対象区域」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/fusuigai/taifu/20160615135644.html>

(6) 避難勧告等の伝達及び避難誘導等

避難勧告等を行った場合は、消防、警察、自治会、町内会等の自主防災組織と連携し、避難対象世帯への戸別訪問、ポスティング及び広報車の巡回等あらゆる手段を活用して、組織的な伝達及び避難誘導を行います。

その他、避難勧告等発令に関する細部については「横浜市風水害対策マニュアル」及び「避難勧告等判断マニュアル」に定めています。

(7) 避難場所等

発災時には、必要な避難場所及び避難所を開設します。

ア 避難場所等

(7) 避難場所

災害の迫りくる危険から一時的に身を守るために避難対象地域に近接する、指定緊急避難場所（小中学校）及びその他の公共施設を避難場所に指定し、開設します。

なお、避難場所の増設が必要な場合は、原則として被災地に近接する指定緊急避難場所（小中学校）を開設しますが、その他の公共施設又は民間施設（自治会・町内会館、協定締結施設等）の活用も検討します。

(4) 避難所

災害発生後の状況に応じて、被災した住民等が避難生活を送るための場所として、被災地に近接する指定避難所（小中学校）を開設します。

ただし、区対策本部長が必要と認めた場合は、その他の公共施設又は民間施設を避難所に指定し、開設するものとします。

イ 開設及び運営

区対策本部長は、避難勧告等を発令し避難場所等を開設する場合は、施設管理者に通知するとともに区職員を派遣し、避難者の受入れに必要な措置を講じます。

避難場所等の開設及び運営は、原則として区本部が実施しますが、必要に応じて施設管理者やボランティア、地域（地域防災拠点管理運営委員会など）に対し支援を要請します。

ウ 避難者等の掌握

避難場所等における避難者数、傷病者の有無、救援物資、その他必要な事項の確認を行い、その状況を市本部長等に報告します（必要により安否情報システムの運用について検討します。）。

エ 受け入れ困難者への対応

避難場所として開設した小・中学校では避難受け入れが困難な高齢者や障害者等が発生した場合は、地域ケアプラザや民間福祉施設等と連携し、可能な限り福祉避難場所としての開設、受け入れ対応ができるように調整します。

オ 施設管理者及び地域の支援措置

施設管理者及び地域は、避難勧告の発令等に伴い区対策本部長から避難場所等の開設について通知され、支援を要請された場合は、可能な限りこれに協力し、避難者の早期受入れに必要な措置を講じるものとします。

(8) 解除

区対策本部長は、避難の必要がなくなったときは直ちにその旨を公示し、避難勧告等を解除します。

12 警戒区域の設定

災害対策基本法に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長名で警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができます。

13 警察署の主な警備対策

風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、様々な社会的混乱や道路交通の混乱などが予想されます。このため、市民の生命、身体、財産の保護及び各種犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することがきわめて重要です。

(1) 警備体制の確立

県警察は、台風・低気圧の接近に伴って、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察本部に県警備本部を設置し、警察署に警察署警備本部を設置します。

(2) 交通対策

被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施します。

(3) 防犯対策

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送及び集積地における混乱、避難場所等におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難場所等の定期的な巡回を行います。

第2節 雪害対策

1 想定される災害

人的被害	転倒、交通事故、除雪作業及び物的損壊に伴う死傷等
物的被害	家屋の損壊、倒木等による物的破損
交通被害	道路交通の不通、鉄道・バスの運休等
ライフライン被害	電線及び電話線の切断による停電・断水及び通信の途絶等

2 雪害時の防災組織体制

大雪等の情報や気象状況の推移に合わせ、①災害対策警戒体制、②災害対策警戒本部体制、③災害対策本部を設置して、雪害対策を図ります。

(1) 警戒体制

ア 設置基準

市域を対象とする大雪注意報（24 時間降雪の深さ 5 cm 以上）が発表されたとき

イ 構成

区警戒本部で構成する署所

(2) 区警戒本部

ア 設置基準

市域を対象とする大雪警報（24 時間降雪の深さ 20cm 以上）が発表されたとき

区域において、積雪により都市機能の阻害が予想される場合、又は被害が発生したとき

市警戒本部長が指定する区

その他

イ 構成

区役所（土木事務所含む）、消防署

ウ 廃止基準

区警戒本部長は、次の場合に区警戒本部を廃止します。

区対策本部が設置されたとき

大雪警報が解除され、区内における活動がおおむね完了したとき

その他必要と認めたとき

(3) 区対策本部

ア 設置基準

道路交通機能の阻害及び、多数の被害が発生したとき

区長が必要と認めたとき

市域を対象とする大雪に関する特別警報が発表されたとき

市本部長より区対策本部設置の指示があったとき

イ 構成

区役所（土木事務所含む）、消防署

ウ 廃止基準

区対策本部長は、次の場合に区対策本部を廃止します。

区内における応急活動がおおむね完了したとき

区警戒本部に縮小することが適当であると判断される時

3 職員の動員・配備

第1節の動員・配備に準じます。

4 事前対策と応急活動

事 前 対 策	
<input type="checkbox"/> 資機材の点検、整備及び維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な資機材の点検 ・車両運航のためのタイヤチェーン又はスノータイヤのほか、市民利用施設等での融雪剤及びスコップ等の除雪資機材等の整備 <input type="checkbox"/> 資機材の緊急調達 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急調達先及び調達方法の事前の検討・指定 	
応 急 活 動	
区 役 所	<input type="checkbox"/> 区本部等が必要とする情報の収集・伝達 <ul style="list-style-type: none"> ・道路局、消防局、交通局からの情報を集約 <input type="checkbox"/> 職員配備の指示等 <ul style="list-style-type: none"> ・警戒体制時から、降雪状況により配備人員を検討・決定・指示 <input type="checkbox"/> 災害情報等の提供・共有・連携 <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理システム、防災行政無線、ホットライン等により得られた大雪に関する情報等の消防署、土木事務所、警察署及び防災関係機関への通報・連絡 <input type="checkbox"/> 区役所利用者の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎周辺の除雪等 <input type="checkbox"/> 被災者等の発生に伴う避難誘導及び避難場所の開設
土木事務所	<input type="checkbox"/> 隣接区と協力した避難受入れの実施
消 防 署	<input type="checkbox"/> 避難者（帰宅困難者を含む。）に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・毛布等の貸出 <input type="checkbox"/> 区民への安全広報の実施
消 防 署	<input type="checkbox"/> 降雪状況及び被害状況の把握
消 防 署	<input type="checkbox"/> 市民利用施設等の利用情報に関する情報の提供
消 防 署	<input type="checkbox"/> 道路交通の緊急確保 <ul style="list-style-type: none"> ・雪害対策道路等の決定 ・通行規制区間の設定（警察署との協議による。） ・早期除雪活動の実施 <input type="checkbox"/> 事故の未然防止 <ul style="list-style-type: none"> ・融雪剤、凍結防止剤の散布等による凍結防止措置の実施
消 防 署	<input type="checkbox"/> 消防水利確保のための除雪活動
消 防 署	<input type="checkbox"/> 消防車等及び消防庁舎の運用確保

第3節 火山災害対策

1 想定される災害

降灰量ごとの被害の想定とその対処法は次のとおりです。(富士山火山防災対策協議会より)

降灰量 (積もった 厚さ)	規模	想定される被害など	対処法
64cm	極めて大量	60%の木造家屋が全壊	堅固な建物に避難
50cm		30%の木造家屋が全壊	
32cm		降雨時、30%の木造家屋が全壊	
30cm	大量	降雨時、木造家屋が全壊する恐れあり	危険があれば避難
10cm	極めて多量	降雨時、土石流が発生	屋内退避
5 cm		道路が通行不能	
2 cm		何らかの健康被害が発生する恐れあり	
1 mm 以上	多量	車の運転は控える	外出を控えて窓を閉めるか、マスクなどで防護
1 mm 未満	やや多量	車は徐行運転となる	
0.1mm 未満	少量	車のフロントガラスに灰が積もる	

2 災害対策本部等の設置

噴火災害発生または、そのおそれがある場合に噴火警戒レベル等に応じて、次の組織体制により災害応急対策等を実施します。

(1) 区警戒本部等

ア 区警戒本部等の設置

	区警戒体制	区警戒本部
責 任 者	区危機管理責任者（副区長）	同左
確立・設置基準	<ul style="list-style-type: none"> 市警戒体制が確立されたとき（富士山の「噴火警戒レベル3」が発表された場合など） その他、区長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 市警戒本部が設置されたとき（富士山の「噴火警戒レベル4」が発表された場合など） その他、区長が必要と認めたとき
主な実施事項	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁や県等からの情報収集 大規模噴火に備えた人員や資機材等の確保など、応急対策実施に向けた事前の準備 区民等への広報 	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁が発表する「噴火に関する火山観測報」等の災害に関する情報の収集 職員配備状況の報告と把握 被害等の情報収集と報告 区域内の巡回警戒 区民への注意喚起等の広報 その他災害応急対策を実施するうえで必要な措置
廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> 富士山の噴火警戒レベル2～1が発表されたとき 火山の噴火現象による区域内への降灰等による影響がないと認められたとき 区本部が設置されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 富士山の噴火警戒レベル3～1が発表されたとき 火山の噴火現象による区域内への新たな被害等が発生するおそれが解消したと認められるとき 区対策本部が設置されたとき

※ 区警戒本部の設置手続きは、第3章第1節2に定めるところによります。

※ 区警戒本部設置時、土木事務所、水道局地域サービスセンター、資源循環局事務所及び消防署は、情報連絡担当を設置し、所管する局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先します。

イ 区警戒本部の事務分掌

区警戒 本部長	担当別任務分担	
区 危 機 管 理 責 任 者 (副 区 長)	<p>区警戒副本部長（総務課長）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部長の補佐に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 <p>情報連絡責任者（総務課長兼務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の統括に関すること。 2 市警戒本部等との連絡、調整に関すること。 3 区警戒本部長命令の伝達に関すること。 	
	<p>庶務担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部の運営に関する統括事務に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議等の運営 ・ その他 2 職員の配備・動員の伝達に関すること。 3 災害記録に関すること。 4 車両等資機材の確保や配置等に関すること。 5 避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急））の発令及び実施に関すること。 6 避難場所（特別避難場所等を含む。）の開設及び運営に関すること。 7 区内関係機関への応援要請等に関すること。 8 他の担当の所管に属さないこと。 	
	<p>情報収集担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報等の収集伝達に関すること。 2 気象情報、噴火警報及び噴火予報等の受伝達に関すること。 3 避難情報等の集約や伝達に関すること。 4 住民情報の受付に関すること。 5 その他情報の集約に関すること。 6 通信機器の点検及び確保に関すること。 	<p>調査担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 巡回班の編成と災害警戒区域等の巡回・広報に関すること。 2 現地被害情報の調査と情報収集担当等への速報に関すること。 3 避難情報等の調査に関すること。
	<p>土木事務所、水道局地域サービスセンター及び資源循環局事務所</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関すること。 2 被害情報・活動情報等の区警戒本部事務局への提供に関すること。 	
	<p>消防署</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関すること。 2 区警戒本部事務局への初期情報の提供に関すること。 3 被害情報・活動情報等の区警戒本部事務局への提供に関すること。 	
<p>健康対策担当（福祉保健センター）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火山灰による健康被害についての相談に関すること。 2 火山灰の健康被害対策等の周知・広報に関すること。 		

(2) 区対策本部

区長は、次のとおり区役所に区対策本部を設置します。

ア 設置基準

- (ア) 市本部が設置されたとき
- (イ) 区域に多量の火山灰の降灰が予測されたとき、又は多量の降灰が認められたとき
- (ウ) その他、区長が必要と認めたとき

イ 廃止基準

区対策本部長は、次の場合に区本部を廃止することができます。この場合において、区対策本部長は、市本部が設置されている間にあつては、あらかじめ、市本部長の承認を得る必要があります。

- (ア) 富士山の「噴火警戒レベル4（避難準備）」以下が発表され、又は、他の火山において噴火現象が終息した場合で、区域において新たな被害が発生するおそれが解消したと認められ、かつ、災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき
- (イ) その他、区警戒本部等に縮小することが適切であると認められるとき

ウ 設置手続等

設置及び廃止の手続等については、第3部第5章第2節2及び4に定めるところによります。

エ 組織・運営

第3章第1節3に定めるところによります。

オ 区対策本部の組織及び事務分掌

次の事項のほか、第3章第1節3に準じます。

情報班	1 気象情報、噴火警報及び噴火予報等の受伝達に関する こと。
衛生班	1 火山灰による健康被害についての相談に関する こと。 2 火山灰の健康被害対策等の周知・広報に関する こと。

3 職員の動員・配備

次の事項のほか、第3章第1節4に定めるところによります。

(1) 配備体制

火山災害発生時の配備基準は、区警戒本部は1号又は2号配備、区対策本部は3号配備を目安とし、区対策本部長（区長）又は区警戒本部長（副区長）（以下「区本部長等」という。）が指定する職員で構成します。

(2) 通常業務の継続

原則として、窓口業務は可能な限り継続し、市民生活に過度の制限をかけないよう留意します。

4 庁舎等の保全・機能確保

(1) 庁舎等

降灰が予測された場合は、直ちに窓を閉める、出入口を限定する、全館空調換気システム（セントラル空調）等を運転停止し、吸排気口を保護するなど、火山灰の建物内へ

の侵入防止措置を実施します。また、停電に備え、非常用電源の確保、非常用発動発電機への火山灰侵入防止措置などについても実施します。

(2) 車両

降灰が予測された場合、不要不急の車両の使用を控え、運行中であれば、速やかに帰庁し、可能な限り地下駐車場などの屋内への移動を実施します。また、必要に応じ、吸気への火山灰侵入防止措置などについても実施します。

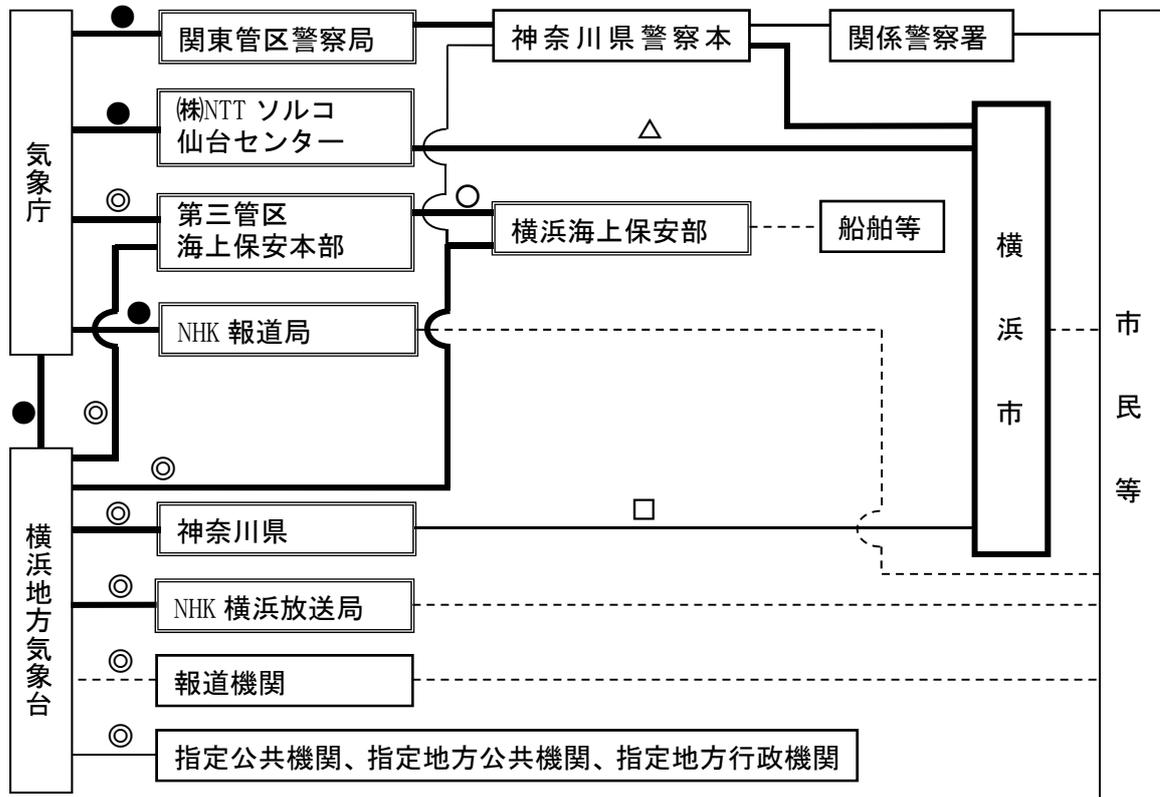
5 情報の収集と伝達

降灰による被害に対し、円滑に災害応急対策を実施するためには、噴火に関する情報、降灰やその被害等の状況を的確かつ迅速に把握することが必要です。そのため、情報受伝達体制及び被害情報等の把握、広報等の要領については、次のとおりとします

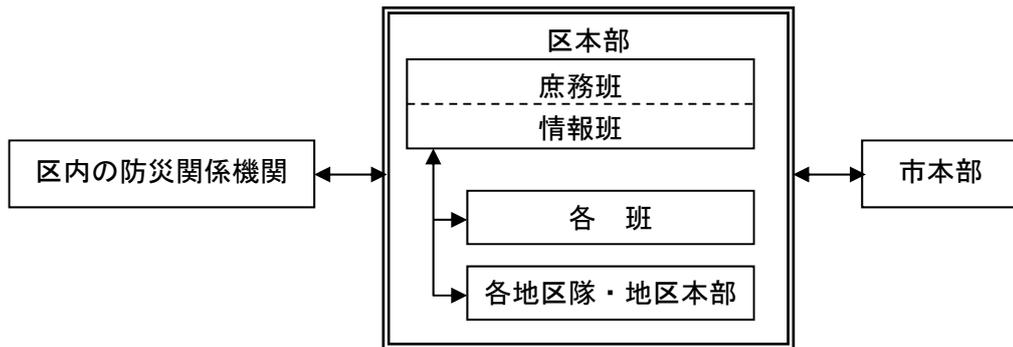
(1) 噴火警報等の通報及び伝達体制

噴火警報等の通報及び伝達系統は、次のとおりとなっています。

《噴火警報等の伝達系統図》



凡例	
—— 法令(気象業務法等)による通知系統	● オンライン
----- 法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼及び周知系統	◎ 防災情報提供システム(専用線)
—— 地域防災計画、行政協定その他による伝達系統	○ 専用電話・FAX
	△ 加入電話・FAX
	□ 県防災行政通信網等
	□ 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関



(3) 降灰状況等の報告

ア 報告事項

降灰に関する調査報告にあたっては、次の事項を基本とし、調査地点は区役所庁舎屋上とします。

なお、報告にあたっては、可能な範囲で写真等の添付についても配慮します。

- (ア) 降灰の有無・堆積の状況
- (イ) 降灰の程度(層厚等)
- (ウ) 被害等の状況
- (エ) 降灰時間
- (オ) 構成粒子の大きさ・特徴等

イ 報告要領

区本部は、市内の降灰等の状況について、危機管理システム等により、市本部等に報告します。

ウ 被害情報等の受伝達

(ア) 災害情報の受伝達

区本部長等は、土木事務所地区隊や消防地区本部、市民、警察署等から災害情報の通報を受けたときは、災害情報を記録のうえ、避難・救助等につながる情報は随時ホットラインで市本部長（市長）に報告します。

(イ) 被害情報の受伝達

- ・ 危機管理システムへの入力

被害情報の報告にあたっては、危機管理システムの「被害情報」、「被害速報」入力により行います。

なお、被害の状況が明確でない場合であっても、把握した内容を迅速に入力します。

- ・ 危機管理システム障害時の報告

危機管理システムに障害があったときは、「被害速報様式」により区内の被害情報を速報するとともに、各種報告様式により無線ファクシミリ又は有線ファクシミリで報告します。

(4) 活動情報及び応援要請の受伝達

ア 区本部等運営状況の受伝達

区本部長等は、区本部を設置したときは、危機管理システムの「本部運営状況」

により、設置日時、配備人員を入力します。

なお、危機管理システムの障害時にあつては、無線ファクシミリ又は無線ホットラインにより速やかに報告します。

イ 区本部の活動報告

区本部の各班長は、各班の活動状況を区本部長等に報告します。

なお、災害救助法が適用となったときは、健康福祉局長の指示により災害救助法に基づく報告を行います。

ウ 区等への応援体制

(7) 区本部長等は、土木事務所など、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあるときは、市本部長に対し、他の区本部又は各局からの職員派遣を要請します。

前項の要請に基づき、職員派遣要請があつた区本部長等は、応援職員を派遣します。

(4) 前項の要請に基づく派遣要請があり、かつ、区内の被害が少ない場合は、派遣可能な最大限の職員を被害の多い区に一定期間派遣します。

(5) 広報活動

被害の拡大防止、市民生活の早期安定を図るため、被害情報や生活関連情報等を広報するほか、次の事項についても積極的に広報を行います。広報手段については、広報車のほか、ホームページ、ツイッター、CATVなどを利用します。

ア 火山灰の特性及び注意事項

イ 降灰による健康被害防止に関すること

ウ 噴火警戒レベルに応じた噴火の状況及び安全情報等の提供

エ 除灰に関する事項等

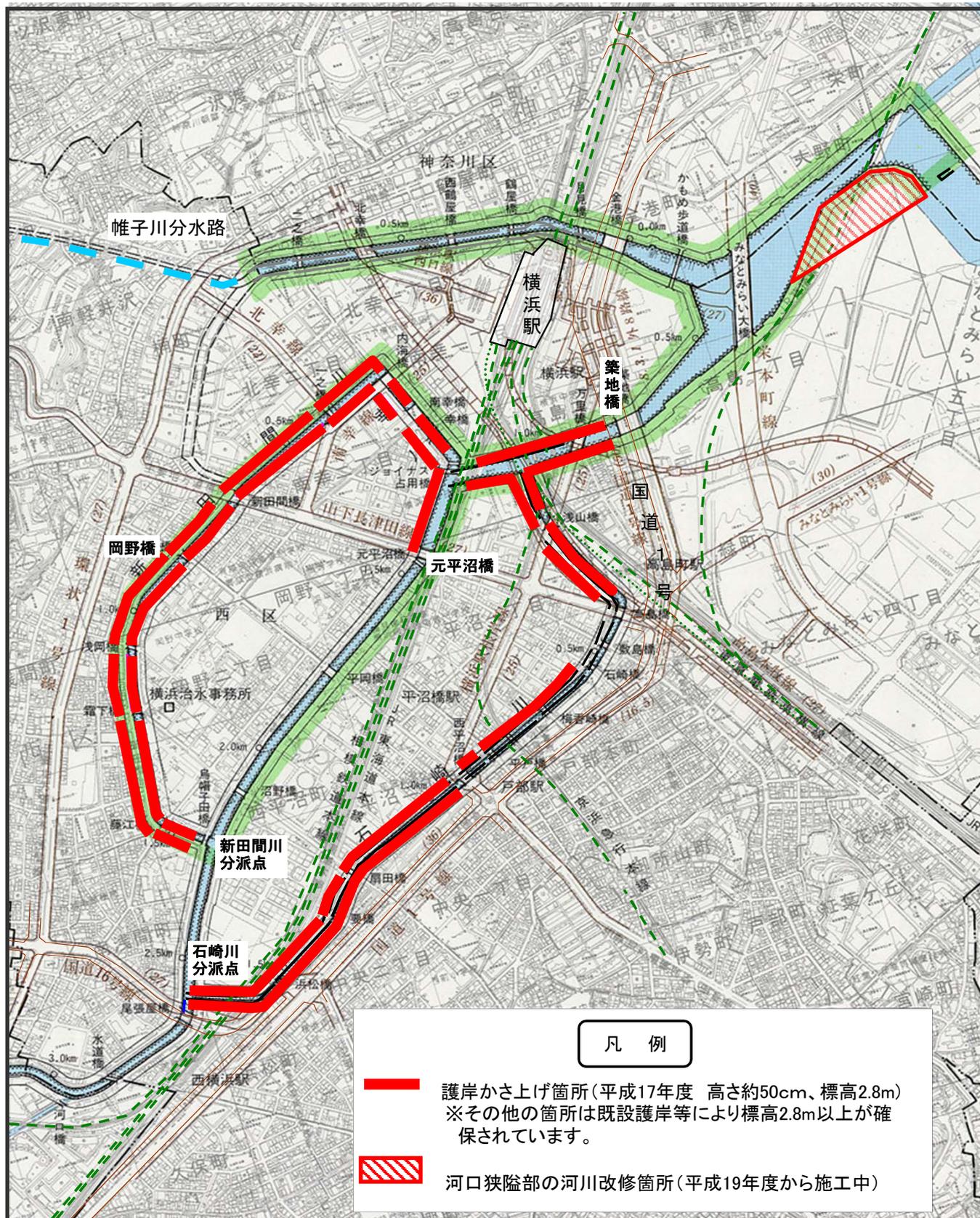
6 避難勧告等

市と連携し、大量の降灰により、建物等の倒壊、土石流、河川の氾濫等の危険性があると判断した場合は、第3章第1節11及び12に定めるとおり、直ちに、警戒区域の設定、避難勧告等の発令等の避難に関する措置を実施します。

特に、避難等の判断にあつては、層厚30cm以上の降灰で降雨があつた場合は、木造建物が全壊するおそれがあることや、10cm以上で土石流が発生するおそれがあることなどに留意します。

その他避難勧告等発令に係る細部については、勧告マニュアルによる対応を準用するものとします。

■神奈川県横浜川崎治水事務所の対策箇所図（帷子川、新田間川、石崎川）



凡 例

 護岸かさ上げ箇所(平成17年度 高さ約50cm、標高2.8m)
※その他の箇所は既設護岸等により標高2.8m以上が確保されています。

 河口狭隘部の河川改修箇所(平成19年度から施工中)

帷子川分水路アクリルパネル設置工事平面図



凡例

 : 護岸かさ上げ箇所 (平成 27 年度施工 かさ上げ高さ 50cm)

※西鶴屋橋から鶴屋橋の区間について、鶴屋橋架替工事の影響により、一部未施工となっている。

がけ地の改善事業

□ 横浜市がけ地防災対策工事助成金制度

高さ2 mを超えるがけを対象に、がけ崩れ等の宅地防災を防止するため、擁壁の築造等の防災工事資金を助成するものです。

※助成額

2 m以上5 m未満のがけは200万円（5 m以上は400万円）を限度として、改善工事費の3分の1以内

□ 横浜市がけ地減災対策工事助成金制度

高さ2 mを超え、崖崩れ発生時に居住用の建物に被害がおよぶ恐れがある崖を対象に、既存擁壁などの補強を進めるため、保護・改善工事資金を助成するものです。

※助成額

工法ごとに定めた額（100万円又は50万円）を限度として、対象工事費の2分の1以内

【問合せ先】 横浜市建築局建築防災課 671-2948

□ 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、一定の基準に該当する場合は、神奈川県で急傾斜地崩壊危険区域を指定のうえ崩壊防止工事を行います。

※急傾斜地崩壊危険区域の指定基準

- ① 傾斜角度が30度以上、高さが5 m以上。
- ② 急傾斜地の崩壊により危害が生じる恐れがある家が5戸以上。
- ③ 5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じる恐れがある場合。

【問合せ先】 神奈川県横浜川崎治水事務所 411-2500

西 区 防 災 計 画

(風水害等対策編 2020)

発 行/横浜市西区役所総務課

発行年月/令和 2 年 6 月

〒220-0051

横浜市西区中央 1-5-10

TEL 045 (320) 8310